

秋田市における交通事業改革

秋田県秋田市

人口：330,593 人

面積：905.67 km²

取組の概要

市営バス事業について、「段階的事業改革方式」として、勤務条件の見直しを含む経営改革に努め、企業規模の縮小に努力することや、運行路線の整理統合を行うことを改革方針として取り組みを進め、平成 17 年度末に交通事業を廃止した。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 秋田市では、昭和 16 年から交通事業をはじめ、以来、バスは「市民の足」として重要な役割を果たしてきた。
- ・ しかしながら、モータリゼーションの進展や交通手段の多様化、週休二日制の実施による休日の増加などの社会的要因により、利用者の減少が毎年続いていた。
- ・ そのため、事業の根幹をなす運送収入の落ち込みが激しく、利用者増を図るための様々な方策や経費の節減に懸命の努力をしてきたものの、地方公営企業法の原則である独立採算制を確保することは困難な状態であり、一般会計から毎年 10 億円程度の財政支援を受けながら事業を維持運営してきたが、慢性的な赤字経営が継続しており、累積欠損金および不良債務が年々増加するなど、企業内努力では対応しきれない状況であった。

2 取組の具体的内容

(1) 取組の経緯

- ・ 平成 8 年度に、助役と関係部局長からなる庁内協議会を設置し、市として今後の交通事業のあり方がどうあるべきかを検討し、基本的な方向として次の 3 案が提案された。
 - ① 経営の合理化を進めながら、引き続き「乗合バス」を市交通事業の中心に位置づける方法。
 - ② 既存の民間事業者を念頭に置きながら、民間への移管を基本とする方法。
 - ③ 民間への移管ではあるが、市がその民間会社をコントロールできる形態（間接経営方式）をとり、乗合バスの運行における行政の主体性を確保しながら、民間事業者の効率性を活用する方法。

- 平成 9 年度には、庁内協議会からの提案を受け、専門的見地から詳細にわたって比較検討するため、経営コンサルタントに調査を委託し、今後の経営形態として、次の 4 案を提示した報告書が提出された。

- ① 現状を維持する市直営方式
- ② 事業から完全撤去し、民間事業者を受け継がせる民間移管方式
- ③ 市が全額出資する新会社に経営を移管する間接移管方式
- ④ 赤字路線を民間に委託する一部運営委託方式

- 平成 10 年度には、市議会に「交通事業調査特別委員会」を設置し議論を重ねた。その後、市で、同委員会からの意見や市民の意向、路線移管先となった民間事業者の申し入れなどを踏まえながら、「段階的事業改革方式」を決定し、平成 11 年 2 月市議会定例会で、交通事業の改革方針等を示すに至った。

【基本的条件】

- ① 現行の 38 バス路線は、市民の足として維持する。
- ② 年間 10 億円の補助金は、大幅削減ないしは廃止する。
- ③ 交通局職員の解雇は、行わない。

【改革方針】

- ① 交通局は、勤務条件の見直しを含む経営改革に努めつつ、企業規模の縮小に最大限努力する。
- ② 民間事業者と協議のうえ、競合路線は、順次整理統合する。
- ③ 競合路線の整理統合は、平成 13 年に予定されている乗合バスの需給調整規制の廃止の時期以前に行うことを目標とする。
- ④ 市民の生活路線ながら不採算となっている路線についても、順次民間事業者との協議を行う。これらの路線の協議にあたっては、②の整理統合の付帯条件とする。
- ⑤ 不採算路線の運行を維持するためには、市は委託等を念頭に置きながら民間事業者・交通局と協議する。
- ⑥ 改革実施期間は、平成 11 年度から概ね 5 年とし、民間への移管も視野に入れながら、平成 15 年までに最終結論を確定する。

- 平成 12 年 1 月に、移管先となった民間事業者と「秋田市交通局の路線移管に関する基本協定」を締結し、平成 12 年度から運行路線を段階的に移管を進めた。

- 交通事業改革については、平成 14 年 9 月市議会定例会において、最終結論等を示した。

【基本方針】

交通事業改革については、市交通局の全路線を移管の対象とすることとし、交通事業の廃止は平成 17 年度末を目途とする。

【改革の具体策】

- ① 交通事業会計については、漸次縮減の上、事業廃止に伴い会計を閉鎖する。
 - ② 路線移管にあたっては、市内の公共交通としてのバス路線の維持と乗客サービスの確保に努める。
 - ③ 交通局職員については、平成 18 年 4 月 1 日までの人事異動により全員を市長事務部局等へ配置転換する。
- ・ 平成 12 年度から「段階的事業改革方式」に沿って運行路線の移管を実施し、全路線の移管完了に伴い、平成 18 年 3 月 31 日で交通事業を廃止した。

(2) 各年度の移管状況

移管年度	移管路線数	移管系統数
平成 12 年度 (第 1 年次)	3 路線	8 系統
平成 13 年度 (第 2 年次)	16 路線 (15 路線)	40 系統
平成 14 年度 (第 3 年次)	8 路線 (6 路線)	29 系統
平成 15 年度 (第 4 年次)	7 路線 (6 路線)	18 系統
平成 16 年度 (第 5 年次)	3 路線	13 系統
平成 17 年度 (第 6 年次)	3 路線 (2 路線)	8 系統
平成 18 年度 (第 7 年次)	3 路線	4 系統
計	43 路線 (38 路線)	120 系統

※ 移管路線数のカッコ書きは、複数年に渡って移管した路線（重複路線）を除いた移管実路線数である。

(3) 移管の条件等

- ・ 段階的事業改革方式に基づく競合路線の整理統合を図るため、移管先となる民間事業者と協議を行い、最初に競合路線から移管し、次に地区単位で段階的に移管することとした。
- ・ 利用者の利便性を確保するため、移管前の路線を維持し、始終発の時刻等を尊重して運行することとしたほか、一日乗り放題乗車券、乗り継ぎ定期券および乗り継ぎ回数券等の交通局が実施していた乗車券の制度を引き継ぎ実施するものとした。

3 取組の効果

(1) 繰出金の推移

交通事業の廃止により、毎年度 10 億円程度あった交通事業会計への繰出しがなくなった。

(単位：千円)

年度	11	12	13	14	15	16	17
繰出金	957,277	1,296,430	982,577	1,244,897	929,788	968,893	1,258,652

(2) 職員数および人件費の推移

路線移管による事業規模の縮小に伴い、平成 11 年度に 278 人いた交通局職員を市長事務部局等への配置転換や、退職者の不補充により段階的に削減した。

(単位：千円)

年度	11	12	13	14	15	16	17
職員数	278人	245人	187人	119人	93人	68人	35人
人件費	2,412,800	2,201,405	2,139,268	1,449,130	1,231,641	759,650	554,547

※ 管理者を除く。(職員数；平成 11 年度は年度末数。平成 12 年度以降は年度当初数)

4 取組中の課題・問題点

- ・ バス利用者の減少などによる移管路線の不採算に対する対応策が問題となったが、市民の身近な交通手段である「バス交通」を確保するため、移管先の民間事業者と市が協議しながら、移管を進めた。
- ・ 職員の身分保障が課題となり、解雇は行わないことを交通事業改革の基本的条件として打ち出し、路線移管に伴い段階的に市長部局等への職員の配置転換を行った。

5 住民の反応・評価

- ・ 路線移管にあたって、特に大きなトラブルがなかったことなどから、住民から一定の理解を得られているものと受けとめている。

6 今後の課題

- ・ 移管完了後もバス利用者の減少が続いており、移管先である民間事業者においても、更なる不採算路線が生じている。
→ その対応として、次の 3 点を実施している。
 - ① バス利用者減少に伴い、不採算路線が生じていることから、国や県と協調し、補助金により路線バス事業者を助成している。
 - ② 市郊外部における不採算路線の利用実態調査をもとに、一部の路線で委託運行しているほか、地元の意向等を踏まえながら地域に即した運行形態を検討している。
 - ③ バス事業者には、利用実態にあった路線再編やダイヤ見直し、利便性向上策などについての検討を働きかけている。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 民間事業者へのバス路線移管等の交通事業改革を進めるにあたっては、市民への説明を十分に行いながら、住民の足であるバス等の公共交通の確保を念頭に、公的支援等の実施を含めて行政が主体的に取り組んでいく必要がある。
- ・ 交通事業に係る職員の処遇についても重要な問題であり、当事者間で十分に話し合いながら進めていく必要がある。

担当部署：総務部総務課